## まちづくり交付金 事後評価方法書 布袋地区

平成 20 年 5 月

愛知県江南市

1) 都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況   指標1:   防災エリア率(%)	(1)成果	の評価			
A:事前評価時の『従前値』の求め方 ①従前値の 基準時点 ②実施主体 布袋南部土地区画整理事務所(土地区画整理事業担当課) ・地区面積に対する区画整理事業により整備された画地(幅員 6m 以上の道路が対象)及び区画整理事業区域以外の防災エリア(幅員 6m 以上の道路及び公共施設に面した50m 圏内の区域)面積の割合 B:事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方 ④計測時期 平成 20 年 6 月 1 日 ⑤実施主体 まちづくり課(土地区画整理事業担当グループ) ・ 道路及び区画整理事業の実施計画書により整備済み面積を整理し、防災エリア率を第出。 (江南布袋南部土地区画整理事業実施計画書) ・ 従前値に対して、その後整備された防災エリア(区画整理事業)が完了していないため、効果が充分に発現しているとはいえない状況が予想される。評価時点では、評価基準日の整備内容に達していないが、実施計画書に基づき評価基準日で事業完了している箇所を含んで防災エリア率を算定し、評価値(見込みの値)とする。  ⑧確定/見 込みの別	1)都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況				
①従前値の基準時点         都市再生整備計画作成時(平成 16 年 3 月 31 日現在)           ②実施主体         布袋南部土地区画整理事務所(土地区画整理事業担当課)           ③求 め 方         ・地区面積に対する区画整理事業により整備された画地(幅員 6m 以上の道路及び公共施設に面した 50m 圏内の区域)面積の割合           B:事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方         (配計期時期 平成 20 年 6 月 1 日 事後 20 年 6 月 1 日 事務 20 年 7 年 8 年 8	指標1:	指標1: 防災エリア率(%)			
基準時点         ②実施主体         布袋南部土地区画整理事務所(土地区画整理事業担当課)           ③求め方         ・地区面積に対する区画整理事業により整備された画地(幅員 6m 以上の道路及び公共施設に面した50m 圏内の区域)面積の割合           B:事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方           ④計測時期         平成 20 年 6 月 1 日           ⑤実施主体         まちづくり課(土地区画整理事業担当グループ)           ⑥データの計測方法と『評価値』の求め方         ・ 道路及び区画整理事業の実施計画書により整備済み面積を整理し、防災エリア率を算出。 (江南布袋南部土地区画整理事業実施計画書)           ⑦評価値の求め方         ・ 従前値に対して、その後整備された防災エリア (区画整理より整備された画地)の面積を加算して防災エリア率を算出する。           ・ 計測時点ではすべての事業 (江南布袋南部土地区画整理事業)が完了していないため、効果が充分に発現しているとはいえない状況が予想される。評価時点では、評価基準日の整備内容に達していないが、実施計画書に基づき評価基準日で事業完了している適所を含んで防災エリア率を算定し、評価値(見込みの値)とする。           ⑧確定/見	A:事前評価	時の『従前値』の求め方			
<ul> <li>②実施主体 布袋南部土地区画整理事務所(土地区画整理事業担当課)</li> <li>③求 め 方 ・地区面積に対する区画整理事業により整備された画地(幅員 6m 以上の道路が対象)及び区画整理事業区域以外の防災エリア(幅員 6m 以上の道路及び公共施設に面した50m 圏内の区域)面積の割合</li> <li>B:事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方</li> <li>④計測時期 平成 20 年 6 月 1 日</li> <li>⑤実施主体 まちづくり課(土地区画整理事業の実施計画書により整備済み面積を整理し、防災エリア率を算出。(江南布袋南部土地区画整理事業実施計画書)</li> <li>⑦評価値の 求め方 ・ 治路及び区画整理事業の実施計画書により整備済み面積を整理し、防災エリア率を算出。の面積を加算して防災エリア率を算出する。・ 計測時点ではすべての事業(江南布袋南部土地区画整理事業)が完了していないため、効果が充分に発現しているとはいえない状況が予想される。評価時点では、評価基準日の整備内容に達しているとはいえない状況が予想される。評価時点では、評価基準日の整備内容に達しているとはいえない状況が予想される。評価時点では、評価基準日の整備内容に達しているとはいえない状況が予想される。評価時点では、評価基準日の整備内容に達しているとはいえない状況が予想される。評価時点では、評価基準日の整備内容に達しているとはいえない状況が予想される。評価時点では、評価基準日の整備内容に達しているとはいえない状況が予想される。評価時点では、評価基準日の整備方容に達しているとはいえない状況が予想される。評価時点では、評価基準日で事業完了している簡所を含んで防災エリア率を算定し、評価値(見込みの値)とする。</li> <li>⑧確定/見 確定</li> <li>③プオローアップ時の『確定値』の求め方</li> <li>⑨フオローアップ時の『確定値』の求め方</li> <li>⑨フオローアップ あり</li> <li>・ おり</li> <li>・ おり</li> <li>・ なし</li> <li>・ おり</li> <li>・ 地区面積に対する区画整理事業とより整備された画地(幅員 6m 以上の道路が対象)及び区画整理事業とは以外の防災エリア(幅員 6m 以上の道路が対象)及び区画整理事業とは以外の防災エリア(幅員 6m 以上の道路及び公共施設に面し</li> </ul>	①従前値の	都市再生整備計画作成時(平成 16 年 3 月 31 日現在)			
③求 め 方         ・地区面積に対する区画整理事業により整備された画地(幅員 6m 以上の道路が対象)及び区画整理事業区域以外の防災エリア(幅員 6m 以上の道路及び公共施設に面した50m 圏内の区域)面積の割合           B:事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方           ④計測時期         平成 20 年 6 月 1 日           ⑤実施主体         まちづくり課(土地区画整理事業担当グループ)           ・ 道路及び区画整理事業の実施計画書により整備済み面積を整理し、防災エリア率を算出。(江南布袋南部土地区画整理事業実施計画書)           ⑦評価値の求め方         ・ 従前値に対して、その後整備された防災エリア (区画整理により整備された画地)の面積を加算して防災エリア率を算出する。・ 計測時点ではすべての事業(江南布袋南部土地区画整理事業)が完了していないため、効果が充分に発現しているとはいえない状況が予想される。評価時点では、評価基準日の整備内容に達しているとはいえない状況が予想される。評価時点では、評価基準日の整備内容に達していないが、実施計画書に基づき評価基準日で事業完了している箇所を含んで防災エリア率を算定し、評価値(見込みの値)とする。           ⑧確定/見込みの別         ・ 建 定           ②フォローアップ時の『確定値』の求め方           ⑨フオロ-アップの必要性         な し           ⑩計測時期         平成 21 年 3 月 31 日           ①実施主体         まちづくり課(土地区画整理事業担当グループ)           ・ 地区面積に対する区画整理事業により整備された画地(幅員 6m 以上の道路及び公共施設に面した           ②求め方         ・ 地区面積に対する区画整理事業により整備された画地(幅員 6m 以上の道路及び公共施設に面し	基準時点				
及び区画整理事業区域以外の防災エリア (幅員 6m 以上の道路及び公共施設に面した 50m 圏内の区域) 面積の割合  B:事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方  ④計測時期 平成 20 年 6 月 1 日  ⑤実施主体 まちづくり課(土地区画整理事業担当グループ)  ・ 道路及び区画整理事業の実施計画書により整備済み面積を整理し、防災エリア率を 算出。 (江南布袋南部土地区画整理事業実施計画書)  ・ 従前値に対して、その後整備された防災エリア (区画整理により整備された画地) の面積を加算して防災エリア率を算出する。 ・ 計測時点ではすべての事業 (江南布袋南部土地区画整理事業) が完了していないため、効果が充分に発現しているとはいえない状況が予想される。評価時点では、評価基準日の整備内容に達していないが、実施計画書に基づき評価基準日で事業完了している箇所を含んで防災エリア率を算定し、評価値(見込みの値)とする。  ⑧確定ノ見 確定	②実施主体				
B:事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方  ④計測時期	③求 め 方				
B:事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方  ④計測時期					
<ul> <li>②計測時期 平成 20 年 6 月 1 日</li> <li>⑤実施主体 まちづくり課(土地区画整理事業担当グループ)</li> <li>・ 道路及び区画整理事業の実施計画書により整備済み面積を整理し、防災エリア率を算出。(江南布袋南部土地区画整理事業実施計画書)</li> <li>⑦評価値の 求め方 ・ 従前値に対して、その後整備された防災エリア (区画整理により整備された画地)の面積を加算して防災エリア率を算出する。・ 計測時点ではすべての事業 (江南布袋南部土地区画整理事業) が完了していないため、効果が充分に発現しているとはいえない状況が予想される。評価時点では、評価基準日の整備内容に達していないが、実施計画書に基づき評価基準日で事業完了している箇所を含んで防災エリア率を算定し、評価値(見込みの値)とする。</li> <li>⑧確定/見 込みの別 ・</li></ul>					
⑤実施主体         まちづくり課(土地区画整理事業担当グループ)           ⑥データの計測手法         ・ 道路及び区画整理事業の実施計画書により整備済み面積を整理し、防災エリア率を算出。 (江南布袋南部土地区画整理事業実施計画書)           ⑦評価値の求め方         ・ 従前値に対して、その後整備された防災エリア (区画整理により整備された画地)の面積を加算して防災エリア率を算出する。           ・ 計測時点ではすべての事業 (江南布袋南部土地区画整理事業)が完了していないため、効果が充分に発現しているとはいえない状況が予想される。評価時点では、評価基準日の整備内容に達していないが、実施計画書に基づき評価基準日で事業完了している箇所を含んで防災エリア率を算定し、評価値(見込みの値)とする。           ⑧確定/見込みの別         確定           込みの別         見込み           C:フォローアップ時の『確定値』の求め方         の必要性 な し           ⑩計測時期         平成 21 年 3 月 31 日           ①実施主体         まちづくり課(土地区画整理事業担当グループ)           ①求め方         ・ 地区面積に対する区画整理事業により整備された画地(幅員 6m 以上の道路が対象)及び区画整理事業区域以外の防災エリア(幅員 6m 以上の道路及び公共施設に面し					
<ul> <li>⑥データの計測手法</li> <li>・ 道路及び区画整理事業の実施計画書により整備済み面積を整理し、防災エリア率を算出。(江南布袋南部土地区画整理事業実施計画書)</li> <li>・ 従前値に対して、その後整備された防災エリア (区画整理により整備された画地)の面積を加算して防災エリア率を算出する。</li> <li>・ 計測時点ではすべての事業 (江南布袋南部土地区画整理事業)が完了していないため、効果が充分に発現しているとはいえない状況が予想される。評価時点では、評価基準日の整備内容に達していないが、実施計画書に基づき評価基準日で事業完了している箇所を含んで防災エリア率を算定し、評価値(見込みの値)とする。</li> <li>⑧確定/見込みの別</li> <li>C:フォローアップ時の『確定値』の求め方</li> <li>⑨フォローアップの必要性</li> <li>⑩計測時期</li> <li>①求め方</li> <li>・ 地区面積に対する区画整理事業担当グループ)</li> <li>①求め方</li> <li>・ 地区面積に対する区画整理事業により整備された画地(幅員 6m 以上の道路が対象)及び区画整理事業区域以外の防災エリア (幅員 6m 以上の道路及び公共施設に面し</li> </ul>		1774 - 1 - 174 - 7			
計測手法       算出。 (江南布袋南部土地区画整理事業実施計画書)         ⑦評価値の 求め方       ・ 従前値に対して、その後整備された防災エリア (区画整理により整備された画地) の面積を加算して防災エリア率を算出する。 <ul> <li>・ 計測時点ではすべての事業 (江南布袋南部土地区画整理事業) が完了していないため、効果が充分に発現しているとはいえない状況が予想される。評価時点では、評価基準日の整備内容に達していないが、実施計画書に基づき評価基準日で事業完了している箇所を含んで防災エリア率を算定し、評価値(見込みの値)とする。</li> </ul>					
<ul> <li>②評価値の 求め方</li> <li>・ 従前値に対して、その後整備された防災エリア (区画整理により整備された画地) の面積を加算して防災エリア率を算出する。</li> <li>・ 計測時点ではすべての事業 (江南布袋南部土地区画整理事業) が完了していないため、効果が充分に発現しているとはいえない状況が予想される。評価時点では、評価基準日の整備内容に達していないが、実施計画書に基づき評価基準日で事業完了している箇所を含んで防災エリア率を算定し、評価値(見込みの値)とする。</li> <li>⑧確定/見 確定</li></ul>	<u> </u>				
<ul> <li>⑦評価値の 求め方</li> <li>・ 従前値に対して、その後整備された防災エリア(区画整理により整備された画地)の面積を加算して防災エリア率を算出する。</li> <li>・ 計測時点ではすべての事業(江南布袋南部土地区画整理事業)が完了していないため、効果が充分に発現しているとはいえない状況が予想される。評価時点では、評価基準日の整備内容に達していないが、実施計画書に基づき評価基準日で事業完了している箇所を含んで防災エリア率を算定し、評価値(見込みの値)とする。</li> <li>⑧確定/見込みの別</li></ul>	計測于法				
求め方       の面積を加算して防災エリア率を算出する。         ・ 計測時点ではすべての事業 (江南布袋南部土地区画整理事業) が完了していないため、効果が充分に発現しているとはいえない状況が予想される。評価時点では、評価基準日の整備内容に達していないが、実施計画書に基づき評価基準日で事業完了している箇所を含んで防災エリア率を算定し、評価値(見込みの値)とする。         ⑧確定/見込みの別       確定         込みの別       見込み         C:フォローアップ時の『確定値』の求め方       ⑤フォローアップ時の『確定値』の求め方         ⑨フォローアップ の必要性       なし         ⑩計測時期       平成 21 年 3 月 31 日         ①実施主体       まちづくり課(土地区画整理事業担当グループ)         ・ 地区面積に対する区画整理事業により整備された画地(幅員 6m 以上の道路が対象)及び区画整理事業区域以外の防災エリア(幅員 6m 以上の道路及び公共施設に面し					
	0				
め、効果が充分に発現しているとはいえない状況が予想される。評価時点では、評価基準日の整備内容に達していないが、実施計画書に基づき評価基準日で事業完了している箇所を含んで防災エリア率を算定し、評価値(見込みの値)とする。  ②確定/見 確定	水の万				
価基準日の整備内容に達していないが、実施計画書に基づき評価基準日で事業完了している箇所を含んで防災エリア率を算定し、評価値(見込みの値)とする。  ②確定 定					
している箇所を含んで防災エリア率を算定し、評価値(見込みの値)とする。  ⑧確定/見 確 定		7, 200, 100, 100, 100, 100, 100, 100, 100			
⑧確定/見       確定         込みの別       見込み         C:フォローアップ時の『確定値』の求め方         ⑨フォローアップ       あり         の必要性       なし         ⑪計測時期       平成21年3月31日         ①実施主体       まちづくり課(土地区画整理事業担当グループ)         ②求め方       ・地区面積に対する区画整理事業により整備された画地(幅員6m以上の道路が対象)及び区画整理事業区域以外の防災エリア(幅員6m以上の道路及び公共施設に面し					
込みの別       見込み         C: フォローアップ時の『確定値』の求め方         ⑨フォローアップ       あり         の必要性       なし         ⑪計測時期       平成 21 年 3 月 31 日         ⑪実施主体       まちづくり課(土地区画整理事業担当グループ)         ⑫求め方       ・地区面積に対する区画整理事業により整備された画地(幅員 6m 以上の道路が対象)         及び区画整理事業区域以外の防災エリア(幅員 6m 以上の道路及び公共施設に面し					
C:フォローアップ時の『確定値』の求め方  ⑨フォローアップ	0.272. 22				
⑨フォローアップ       ●       あり         の必要性       なし         ⑩計測時期       平成21年3月31日         ⑪実施主体       まちづくり課(土地区画整理事業担当グループ)         ⑫求め方       ・地区面積に対する区画整理事業により整備された画地(幅員6m以上の道路が対象)及び区画整理事業区域以外の防災エリア(幅員6m以上の道路及び公共施設に面し					
の必要性     なし       ⑩計測時期     平成21年3月31日       ⑪実施主体     まちづくり課(土地区画整理事業担当グループ)       ⑫求め方     ・ 地区面積に対する区画整理事業により整備された画地(幅員6m以上の道路が対象)及び区画整理事業区域以外の防災エリア(幅員6m以上の道路及び公共施設に面し					
⑩計測時期平成 21 年 3 月 31 日⑪実施主体まちづくり課(土地区画整理事業担当グループ)⑫求 め 方・ 地区面積に対する区画整理事業により整備された画地(幅員 6m 以上の道路が対象) 及び区画整理事業区域以外の防災エリア(幅員 6m 以上の道路及び公共施設に面し	0				
①実施主体 まちづくり課(土地区画整理事業担当グループ) ①求め方 ・ 地区面積に対する区画整理事業により整備された画地(幅員 6m 以上の道路が対象) 及び区画整理事業区域以外の防災エリア(幅員 6m 以上の道路及び公共施設に面し					
①求 め 方 ・ 地区面積に対する区画整理事業により整備された画地(幅員 6m 以上の道路が対象) 及び区画整理事業区域以外の防災エリア(幅員 6m 以上の道路及び公共施設に面し	⑩計測時期	平成 21 年 3 月 31 日			
及び区画整理事業区域以外の防災エリア(幅員 6m 以上の道路及び公共施設に面し	⑪実施主体				
	⑫求 め 方	・ 地区面積に対する区画整理事業により整備された画地 (幅員 6m 以上の道路が対象)			
た 50m 圏内の区域) 西穂の割合		及び区画整理事業区域以外の防災エリア(幅員 6m 以上の道路及び公共施設に面し			
た SOM 圏内Vクト場/ 国債の計画		た 50m 圏内の区域)面積の割合			

指標2:	住環境改善率(%)		
A:事前評価	時の『従前値』の求め方		
①従前値の	都市再生整備計画策定時(平成 16 年 3 月 31 日)		
基準時点			
②実施主体	布袋南部土地区画整理事務所(土地区画整理事業担当課)		
③求 め 方	区画整理区域内の整理後宅地面積に対する幅員 6m以上の区画道路に面する建築敷地面		
	積(建付地面積)の割合		
B:事後評価	時のデータの計測方法と『評価値』の求め方		
④計測時期	平成 20 年 6 月 1 日		
⑤実施主体	まちづくり課(土地区画整理事業担当グループ)		
⑥データの	・ 区画整理事業の仮換地指定図より宅地面積を整理し、住環境改善率を算出。		
計測手法	(江南布袋南部土地区画整理事業仮換地指定図および実施計画書、現地調査)		
⑦評価値の	・ 計測時点ではすべての事業(公共下水道事業及び江南布袋南部土地区画整理事業)		
求め方	が完了していないため、効果が充分に発現しているとはいえない状況が予想される。		
	・ 評価時点では、評価基準日の整備内容に達していないが、平成 20 年 6 月 1 日時点		
	でのデータ(建築確認申請書および土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申		
	請書)をもとに住環境改善率を算定し、評価値(見込みの値)とする。		
⑧確定/見	確定		
込みの別	● 見込み		
C:フォロー	アップ時の『確定値』の求め方		
<b>⑨フォロ−アッフ</b> ゚	● あり		
の必要性	なし		
⑩計測時期	平成 21 年 3 月 31 日		
⑪実施主体	まちづくり課(土地区画整理事業担当グループ)		
⑫求 め 方	・ 区画整理区域内の整理後宅地面積に対する幅員 6m以上の区画道路に面する建築敷		
	地面積(建付地面積)の割合		

指標3:	駅の乗降客数(人)		
A:事前評価	時の『従前値』の求め方		
①従前値の	都市再生整備計画策定時(平成 14 年度:平成 15 年 3 月 31 日)		
基準時点			
②実施主体	都市計画課(まちづくり交付金主管課)		
③求 め 方	名鉄布袋駅の年度平均一日乗降客(名古屋鉄道資料)により設定		
B:事後評価	時のデータの計測方法と『評価値』の求め方		
4計測時期	平成 20 年 6 月 1 日		
⑤実施主体	まちづくり課(まちづくり交付金主管課)		
⑥データの	・ 本指標は、平成24年度を目標年度としているが、事後評価ではまち交対象期間であ		
計測手法	る平成 20 年度の評価を実施する。		
	・ 計測時点ではすべての事業が完了していないため、効果が充分発現しているとはい		
	えない状況が予想される。		
	・したがって、名鉄布袋駅利用者の推移および土地区画整理区域内で新規に建設され		
	た共同住宅から駅利用者を推計し、まち交期間終了日【平成 21 年 3 月 31 日】の評     価値を推計する。		
⑦評価値の	・ 過去の平均一日乗降客の推移をトレンド(直線回帰)し、その値に土地区画整理区		
求め方	域内で新規に建設された共同住宅から推計した駅利用者数を加算することによっ		
3/(0)/)	て、本駅における平成20年度の平均一日乗降客数を算定し、評価値(見込み値)とす		
	る。		
8確定/見	確 定		
込みの別	● 見込み		
C:フォロー	アップ時の『確定値』の求め方		
(9)フォローアップ	• b l		
の必要性	なし		
10計測時期	平成 21 年 10 月 1 日(布袋駅の平成 20 年度乗降客数の統計データが公表された後)		
⑪実施主体	まちづくり課(まちづくり交付金主管課)		
②求め方	・ 名鉄布袋駅の年度平均一日乗降客(名古屋鉄道資料)により設定		
(F) (V) /J	イルバルスポッツ I ストウ 日本件有い日日生外足具行がしまり以及		

(1)成果	の評価
2) その他の	数値指標(当初設定した数値目標以外の指標)による効果発現の計測
数値指標:	
記述理由	
A:事前評価	時の『従前値』の求め方
①従前値の	
基準時点	
②実施主体	
③求 め 方	
	時のデータの計測方法と『評価値』の求め方 
4計測時期	
⑤実施主体	
⑥データの	
計測手法	
⑦評価値の	
求め方	
⑧確定/見	確定
込みの別	見込み
C:フォロー	アップ時の『確定値』の求め方
<b>⑨フォローアッフ</b> ゚	あり
の必要性	なし
⑩計測時期	
⑪実施主体	
⑫求 め 方	

(2)宝体	過程の評価
	リングの実施状況の確認
A:郁巾冉3 	E整備計画への記載状況および実施状況
	アロ 都市再生整備計画に実施することを記載した
	イ■ 都市再生整備計画に記載しなかった
5 p# = 1	ウ□ 都市再生整備計画に記載はないが実施した
│B:美肔争り │	夏(※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入) 「ね、
	なし
0 東後部に	
	<b>証時の確認方法</b>
①時期	
②確認先	
③確認方法	
	ロプロセスの実施状況の確認
A:都市再生	E整備計画への記載状況および実施状況
	ア■ 都市再生整備計画に実施することを記載した
	イ□ 都市再生整備計画に記載しなかった
	ウ□ 都市再生整備計画に記載はないが実施した
B:実施事項	頁(※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)
	事業を円滑かつ効率的に施行するため、既設の地元住民団体(布袋地区鉄道高架・まちづ
	くり協議会)と定期的な会合・現場立会いを行う。
_	西時の確認方法
①対 <b>象</b>	まちづくり活動実施団体の開催状況について確認する。
<b>②</b> 時 期	交付終了年度(平成20年6月1日時点)
③確認先	まちづくり課(住民参加担当課)
4確認方法	まちづくり活動実施団体の開催記録で、住民参加プロセスの実施状況を確認する。
3)持続的な	まちづくり体制の構築状況の確認
A:都市再生	E整備計画への記載状況および実施状況
	ア■ 都市再生整備計画に実施することを記載した
	イ□ 都市再生整備計画に記載しなかった
	ウ□ 都市再生整備計画に記載はないが実施した
B:実施事項	頁(※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)
	まちづくり活動が継続的に行われるよう啓発・研修活動などを通して支援していく。
C:事後評価	西時の確認方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
①対 象	まちづくり団体等の組織化・活動の充実状況について確認する。
②時 期	交付終了年度(平成 20 年 6 月 1 日時点)
③確認先	まちづくり課(住民参加担当課)
4確認方法	まちづくり活動の開催記録等で、継続的な活動状況を確認するほか、同議事録で交付金
	完了後の活動予定について確認する。

(3)効果発現要因の整理				
①時 期	平成 20 年 6 月~7 月			
②実施主体	まちづくり課(まちづくり交付金主管課)			
③検討体制	まちづくり課が主管課となり、事業に係わる他の15課(防災安全課、市民サービス課、			
	産業振興課、環境課、福祉課、高齢者生きがい課、子育て支援課、土木建築課、下水道			
	課、水道課、地域協働課、行政経営課、総務予防課、教育課、生涯学習課)による庁内			
	の横断的な組織として江南市都市再生整備計画策定会議を設置し、会議を開催する。			
	アドバイザーとして、学識経験者に参画を依頼する。			

(4)今後のまちづくり方策の作成		
①時 期	平成 20 年 7 月 ~ 8 月	
②実施主体	まちづくり課(まちづくり交付金主管課)	
③検討体制	前記の江南市都市再生整備計画策定会議にて、ブレーン・ストーミングにより整理する。	
	必要に応じて第二期の実施必要性と展開方策について検討・整理する。	

(5)事後評価原案等の公表			
	原案の公表	評価結果(最終)の公表	
①時 期	平成 20 年 9 月	平成 21 年 3 月	
②実施主体	まちづくり課(まちづくり交付金主管課)	まちづくり課(まちづくり交付金主管課)	
③公表方法	市ホームページに掲載するほか、まちづく	市ホームページに掲載するほか、まちづく	
	り課(まちづくり交付金主管課)での閲覧を	り課(まちづくり交付金主管課)での閲覧を	
	行う。市報等で周知する。	行う。市報等で周知する。	
	公表期間は1ヶ月とする。	公表期間は原則5年とする。	

(6)まちづくり交付金評価委員会の審議		
①時 期	平成 20 年 11 月	
②実施主体	まちづくり課(まちづくり交付金主管課)	
③設置·	学識経験者、江南市戦略計画(総合計画)市民会議の委員及び地元住民代表等で構成する	
運用方法	江南市まちづくり交付金評価委員会を設置し、市の要綱で運用する。	

(7)有識者からの意見聴取			
①聴取方法	ア■	「効果発現要因の整理」「今後のまちづくり方策の作成」「まちづくり交付金	:評
		価委員会の審議」のいずれかにおいて有識者が参画し、意見を聴取する	
	イロ	ア以外のその他の機会において、有識者から適宜意見を聴取する	
		(実施時期・方法:	)
	ウロ	有識者からの意見聴取は実施しない	

(8)事後評価に必要な経費に関わる予算措置の状況		
①予算措置	ア□ 費用は発生しない	
の状況	イ■ 費用は発生するが、予算措置を講じている	
	ウ□ 費用は発生するが、予算措置は講じていない	
	エ□ その他(	)